

平成28年10月20日(木曜日) 第 2839 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

				頁
告 示				
○決算の要領の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	(財政	課)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(福祉	业保健	課)	1
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の名称				
の変更	(")	1
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在				
地の変更	(")	2
○救急病院の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(医)	寮薬務	課)	2
○保安林の指定予定の通知(3件)	(自然	然環境	課)	2
○鳥獣保護区の更新(4件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(")	3

i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	- 1
○道路の区域の変更(道路保全課)	3
○港湾施設の概要の公示 (5件)(港湾課)	4
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(蛞・龖・敤参醿)	8
○肥料の登録・・・・・・・・・・(農業経営支援課)	8
○肥料の登録の有効期間の更新(″)	8
○肥料の登録の失効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)(農村整備課)	9
○土地改良区の役員の退任の届出(2件)(// // // // // // // // // // // // //	10
○基本測量の実施の通知・・・・・・(管理課)	11
○公共測量終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○入札公告 (2件)	·11

告示

宮崎県告示第 673号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 233条第 3 項の規定により、平成28年 9 月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第 6 項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
- (1) 平成27年度宮崎県歳入歳出決算 認定
- (2) 平成27年度宮崎県電気事業会計決算 認定
- (3) 平成27年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
- (4) 平成27年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
- (5) 平成27年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 2 決算の要領

別冊1のとおり

3 監査委員の意見 別冊 2 のとおり

宮崎県告示第 674号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所	在 地	指定年月日
訪問看護ステ ョン デュー 城		姫路町 5 街2 まわりオフィ	

宮崎県告示第 675号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
松本 梨沙 誠信堂整骨院	北諸県郡三股町大字宮村字植木2971-6
松本 悟 ひかり鍼灸接骨院	都城市北原町1623-1 ΚΟUΚΙビル

2 届出事項

施術所	亦再年日日	
変更前	変更後	変更年月日
まごころ鍼灸整骨院	誠信堂整骨院	平成28年10月1日
誠信堂整骨院	ひかり鍼灸接骨院	平成28年10月1日

宮崎県告示第 676号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同 法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指 定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
松本 梨沙 誠信堂整骨院	北諸県郡三股町大字宮村字植木2971-6
松本 悟 ひかり鍼灸接骨院	都城市北原町1623-1 ΚΟUΚΙビル

2 届出事項

施術所の	施術所の所在地						
変更前	変更後	· 変更年月日					
都城市都北町3530- 3	北諸県郡三股町大字 宮村字植木2971-6	平成28年10月1日					
北諸県郡三股町大字 宮村字植木2971-6	都城市北原町1623- 1 KOUKIビル	平成28年10月1日					

宮崎県告示第 677号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
独立行政法機構宮崎病		児湯郡川南町	大字川南:	19403番地 4

2 救急病院等の認定の有効期間 平成28年10月16日から平成31年10月15日まで

宮崎県告示第 678号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字深年字鹿森滝 4000-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 679号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字飯干 2773-1、字松端鹿倉2804-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字飯干2773-1・字松端鹿倉2804-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 680号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字穴の 猿6750-1、字杉の内6764-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字穴の猿6750-1・字杉の内6764-1 (以上2筆について 次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 681号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成18年宮崎県 告示第661号で指定した三里川原鳥獣保護区の存続期間を次のとお り更新した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
 - 三里川原鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市北川町川内名所在の宮崎北部森林管理署延岡国有林 1,1 04林班から 1,106林班までの区域、及び 1,115林班から 1,118林班までの区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓 発を図る。

宮崎県告示第 682号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成18年宮崎県 告示第662号で指定した二股鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更 新した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
 - 二股鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市北方町二股所在の宮崎北部森林管理署北方国有林 1,130 林班から 1,138林班までの区域、及び同国有林内に所在する民有 地の区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
 - 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓 発を図る。

宮崎県告示第 683号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成18年宮崎県 告示第664号で指定した飯干鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更 新した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称 飯干鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

東臼杵郡諸塚村大字七ッ山字上竜子大仁田山(1,315.6メートル)三角点を起点に町村境を北に進み赤土岸山(1,169.2メートル)三角点に至り、これより町村境を東に進み諸塚山(1,341.6メートル)三角点に至り、これより稜線を南西に進み、通称飯野塚を経て国道503号に至り、同国道を北に約500メートル進み、通称崩滝に至り、同境より稜線を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓 発を図る。

宮崎県告示第 684号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成18年宮崎県 告示第665号で指定した双石山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり 更新した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称 双石山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字鏡洲に所在する県道塩鶴木崎線と市道鏡洲丸野1号 線との接点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道鏡洲丸 野2号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み加江田渓谷 遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を南に進み宮崎森林管 理署家一郷国有林39林班の境界線との交点に至り、同所から同林 班の境界線を東に進み同国有林29林班の境界線との接点に至り、 同所から同林班を北東に進み同国有林30林班の境界線との接点に 至り、同所から同林班の境界線を南に進み同国有林31林班の境界 線との接点である斟鉢山の三角点(500.4メートル)に至り、同 所から同林班の境界線を南に進み同国有林32林班の境界線の接点 に至り、同所から同林班の境界線を南西に進み同国有林35林班の 境界線との接点である花切山の三角点(669.2メートル) に至り 、同所から同林班の境界線を南に進み宮崎南部森林管理署海一郷 国有林 1,036林班の境界線との接点に至り、同所から同境界線を 西に進み宮崎市と日南市の境界との接点に至り、同所から同境界 を西に進み主要地方道宮崎北郷線との交点に至り、同所から同主 要地方道を北に進み、県道塩鶴木崎線との接点に至り、同所から 同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
 - 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

引き続き、野生鳥獣の保護繁殖及び野生鳥獣愛護思想の普及啓 発を図る。

宮崎県告示第 685号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年10月20日から平成28年11月3日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月20日

路線番号	道距種	各の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	当	日南志布志線	串間市 一氏字 原2729 地先か 市同大 字2729 地先ま	大塚9 に 字番9	新	23. 2~ 30. 9 23. 2~ 25. 1	13. 0

宮崎県告示第 686号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事 務所において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名			港	湾	施	設			
位 有	区分	種類	位置(図	面対象	番号)	数	量	能	力
細島港	港湾 管理 施設	そ他設風風計	日向市竹 (N - 5		番2	1基		測知	~60 s 虱速
美々津港	航行 補助 施設	航路標識	日向市美 岩通3220 (E-1	番地先	—	1基		灯色緑色	

宮崎県告示第 687号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次の とおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事 務所において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港名			港	湾	施	設			
位 石	区分	種類	位置	(図面対	象番号)	数	量	能	力
福島港	係留	浮さ	串間	市大字西	方字下	延長		水浴	尼木
	施設	ん橋	夕町	15071番	∮ 127地	25.0	メー	3.	0メ
			先			トル		- 1	ルル
			(C	- 5 - 7)	取付	部		
						18. 1	メー		

宮崎県告示第 688号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次の とおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県中部港湾事 務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成16年宮崎県告示 104号)は、 廃止する。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

トル

港名			港湾施	武	
伦 石	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数量	能力
宮崎港	水域施設	航路	宮崎市新別府町前浜 1400番16地先 (A1'-1)	延長 550.0メ ートル	幅員 30.0メ ートル 水深 3.0メ ートル
	係留施設	船揚場	宮崎市新別府町前浜 1400番16 (C-7-2)	延長 60.0メー トル	水深 1.5メ ートル
	船舶 役務 用施 設	船舶 保管 施設	宮崎市新別府町前浜 1400番16 (I-5-3)	鉄骨造 3 階 延床面積 633.0平 方メート ル	ディン ギー保 管能力 43艇

宮崎県告示第 689号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次の とおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、 宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木 事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成21年宮崎県告示第 787号)は 、廃止する。

平成28年10月20日

港名			港	湾	施	į	設			
	区分	種類	位置	(図面対	対象番	号)	数	量	能	力
古江港(直海	外郭施設	防波堤		市北浦 地先	町市振		延長 38.0	メー	天站 7.	端高 7メ
地区)			(В	- 1 -	2 - 1)	トル		- 1	・ル

宮	崎	県	公	報
	mp)	ᅏ	Δ	TIX

			<u> </u>	이 가	<u> </u>	FIX			794 20	十 10 万 20 日 (, ,
			同上 (B-1-2-2)	延長 40.0メー トル	天端高 6.0メ ートル			荷さ	軌道	日向市竹島町 3 番	19.4メートル 1基	吊り上
			同上 (B-1-23)	延長 42.1メー トル	天端高 5.4メ ートル	_		がばき施設	走式 役 械	(F - 2 - 6)	1 48	げ荷重 48.4ト ン 公称能 力
			同上 (B-1-24)	延長 27.6メー トル	天端高 6.5メ ートル							が 40トン /時
			同上 (B-1-25)	延長 37.0メー トル	天端高 5.4メ ートル	_		船舶 役務 用施 設	給水 施設	日向市竹島町 3 番 2 (I - 1 - 13)	2基	30トン /時
古江港 (古江 • 阿蘇 地区)	外郭施設	防波堤	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-32) 同上	延長 46.0メー トル 延長	天端高 5.3メ ートル 天端高			港湾 管理 施設	港管用材庫	日向市竹島町3番 (N-2-3)	総床面積 105.4平 方メート ル	軽量鉄 骨造平 屋建て
			(B - 1 - 33)	40.0メートル	5.0メ	-			他の	同上 (N-5-1)	1基	高さ 30.0メ
		護岸	延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (B-5-34)	延長 331.2メ ートル	天端高 5.4メ ートル				港湾の管理の			ートル
		離岸 堤	延岡市北浦町古江字 下阿蘇地先 (B11-4)	延長 50.0メー トル	天端高 - 0.5 メート ル	-			たの設ヤド明が施(一照灯			
熊野江港	外郭施設	防波堤	延岡市熊野江町地先 (B-1-11)	延長 50.0メー トル	天端高 4.5メ ートル				·別A) その	同上	6基	屋外式
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-11)	延長 29.5メー トル	天端高 4.5メ ートル				他港の理た	(N - 5 - 2)		自立型 防滴構 造
		護岸	延岡市方財町地先 (B-5-6-5)	延長 109.9メ ートル	天端高 7.0メ ートル				の施設(冷凍			
	係留施設	物揚場	同上 (C-6-8)	延長 90.0メー トル	水深 3.0メ ートル				コンセト盤)			
細島港 (工業 港地区)	係留施設	岸壁	日向市竹島町 3 番 2 (C - 1 - 16)	延長 240.6メ ートル 取付部	水深 13.0メ ートル				その 他の 港 の 管	日向市竹島町3番及 び3番2 (N-5-3)	1基	高さ 8.2メ ートル

1793	20 +	10 /3	20 日(不唯日) 弗 2	038 5			5 呵		公	学 区		
		理のため			幅員 13.8メ			整備施設		(L-2-2-1)	方メートル	
		の設チッン施(エキが			ートル		美々津港	外郭施設	防波堤	日向市美々津町地先 (B-1-22)	延長 72.0メー トル	天端高 7.8メ ートル
		ング ブリ ッジ)					宮崎港	水域施設	泊地	宮崎市港東3丁目6 番地先 (A-2-1-3)	面積 54,300平 方メート ル	水深 7.5メ ートル
		そ他港の理り	日向市竹島町 3 番 2 (N-5-4)	2基	給水能 力 30トン /時					同上 (A-2-1-4)	面積 62,700平 方メート ル	水深 9.0メ ートル
		たの設危物がめ施(険用し								同上 (A-2-1-5)	面積 132, 400 平方メー トル	水深 9.0メ ートル
		消 栓 港 管 理 務	日向市竹島町3番 (N-5-5)	総床面積 281.8平 方メート	プレハ ブ2階 建て	_				宮崎市新別府町前浜 1400番16地先 (A2′-1)	面積 24,000平 方メート ル	水深 3.0メ ートル
		所その	同上	カル ル 1 基	巻取数			外郭施設	防波堤	同上 (B1'-1)	延長 300.0メ ートル	天端高 6.5メ ートル
		他港の理な	(N - 5 - 6)		量 A型オ イルフ ェンス					同上 (B1'-2)	延長 175.0メ ートル	天端高 7.0メ ートル
		たの設オル			600メ ートル				護岸	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番32地先 (B-5-32)	延長 327.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル
		ル・ス 巻 取機)								同上 (B-5-33)	延長 170.0メ ートル	天端高 6.0メ ートル
細島港(商業港地区	係留施設	物揚場	日向市大字細島字八 幡町 852番 4 地先 (C-6-11)	延長 90.0メー トル	水深 3.5メ ートル					同上 (B-5-34)	延長 415.8メ ートル	天端高 5.5メ ートル
			同上 (C-6-12)	延長 120.0メ ートル	水深 3.5メ ートル				突堤	同上 (B-7-2)	延長 280.0メ ートル	天端高 4.0メ ートル
	港湾環境	緑地	日向市大字日知屋字幡浦	面積 7,927平						同上 (B-7-3)	延長 190.0メ ートル	天端高 6.0メ ートル

			<u>`</u>	이 자	<u> </u>
			同上 (B-7-4)	延長 170.0メ ートル	天端高 6.0メ ートル
		離岸	同上 (B11-8)	延長 200.0メ ートル	天端高 - 0.5 メート ル
			同上 (B11-9)	延長 160.0メ ートル	天端高 - 0.5 メート ル
	臨港 交通 施設	臨港道路	宮崎市新別府町前浜 1400番16 (D-1-38)	延長 753.0メ ートル	幅員 6.5メ ートル
		駐車場	同上 (D-4-5)	面積 3,767平 方メート ル	アスファルト 舗装
	港環境施設地		同上 (L-2-4)	面積 8,800平 方メート ル	
	緑地		同上 (L-2-5)	面積 21,600平 方メート ル	
	港湾 管理 施設	港電質角庫	同上 (N-2-2)	総床面積 19.87平 方メート ル	木造平屋建て
内海港	外郭施設	防波堤	宮崎市大字内海字鉢 屋平3469番10地先 (B-1-9-2)	延長 48.6メー トル	天端高 4.6メ ートル
			同上 (B-1-10)	延長 53.5メー トル	天端高 4.2メ ートル
油津港	外郭施設	防波堤	日南市大字平野字大 節8338番41地先 (B-1-5-5)	延長 18.3メー トル	天端高 7.5メ ートル
	荷さばき	上屋	日南市大字平野字大 節8338番41	総床面積 1,634.99	鉄骨造 平屋建

	4	- 成 28	年 10 月 20 日 (木曜	日) 弗 28	39 亏
	施設		(F - 5 - 1)	平方メートル	7
	港環境施	緑地	同上 (L-2-3)	面積 13,000平 方メート ル	
	港湾管理施設	そ他港の理たの設(明)のの湾管のめ施(照灯)	同上 (N-5-1)	6 基	高さ 12.5メ ートル 1,000 ワット ×9灯 /1基
福島港	水域施設	泊地	串間市大字西方字下 タ町地先 (A-2-5)	面積 35,487平 方メート ル	水深 5.5メ ートル
	外郭施設	防波堤	同上 (B-1-9-5)	延長 50.0メー トル	水深 5.3メ ートル
		護岸	同上 (B-5-25-4)	延長 23.1メー トル	水深 4.3メ ートル
大納港	外郭施設	防波堤	串間市大字大納字縄 手地先 (B-1-2-7)	延長 15.0メー トル	天端高 5.0メ ートル

宮崎県告示第 690号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事 務所及び宮崎県油津港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成27年宮崎県告示第 564号)は 、廃止する。

平成28年10月20日

港名			港	湾	施	設			
位 石	区分	種類	位置	(図面対	象番号)	数	量	能	力
平岩港	外郭施設	防波堤		市大字平 21番13地		延長 80.0		天站 5.	端高 3メ

平成 28 年 10 月 20 日 (木曜日) 第 2839 号

宮崎県公報

			(B - 1 - 23)	トル	ートル
油津港	外郭施設	防波堤	日南市大字平野字大 節8338番41地先 (B-1-5-13)	延長 19.6メー トル	天端高 7.6メ ートル (暫定 高 4.0 メート ル)
			同上 (B-1-5-14)	延長 33.0メー トル	天端高 7.6メ ートル (暫定 高 4.0 メート ル)

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月日	名	称	代表者	者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載された目的
平成 28年 10月 4日	13702		興梠	重徳	宮崎県西 臼杵郡市大字河内36番地1	こ田の各本で対通生う持きで援い、大学用域にを基暮してがまているる活会では、大生化れ誇域こう業あ実になまなよを生が支行地にをおよるは、大きのののでとにをありてといるのでは、大きのでといるのでは、大きのでといるのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第7条の規定により、次の とおり肥料の登録をした。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2	 登録番号 肥料の種類 肥料の名称		保証成分量	その他の	生	産 業 者	登録年月日
豆球留与	ルイグ性規	ル付り石が	(%)	規 格	名 称	所 在 地	豆蚜平月口
宮崎県第 1029号	混合有機質肥料	混合有機質 肥料331J	TN 3.0 TP 3.0 TK 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成28年 9月5日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量、TP:りん酸全量、TK:カリウム全量

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第12条第 2 項の規定により 、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年10月20日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成	分量	その	他の	生	産 業 者	至	登録の
豆虾田勺	加州的推筑	7014 W 1017	(%	(%)		格	名 称	所 在 地		可効期間
宮崎県第 900号	魚かす粉末	8.0魚かす 粉末	T N T P	8. 0 8. 0			南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自至	昭和61年 8月25日 平成34年 8月24日
宮崎県第 871号	肉かす粉末	12.0肉粕粉末	ΤN	12.0	その他制 は公定規 おり	削限事項 見格のと	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自至	昭和55年 8月13日 平成34年 8月12日
宮崎県第	魚廃物加工	スーパーマ	ΤN	5.0	含有を評	午される	島浦町漁業協同組	宮崎県延岡市島浦町 874番地	自	平成25年

					N — IN				
1012号	肥料	ニュア		. 0	有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	合	1	至	8月21日 平成31年 8月20日
宮崎県第6号	なたね油か す及びその 粉末	5.3なたね油かす粉末	TP 2	. 0		小田 周司	宮崎県宮崎市高岡町下倉永 6 38	自至	昭和25年 8月1日 平成34年 7月31日
宮崎県第 970号	化成肥料	有機入り 753号	T P 5 C P 2 T K 3 C K 2	.0.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	至	平成16年 9月1日 平成31年 8月31日
宮崎県第 971号	配合肥料	油粕配合L T肥料	T P 11	. 5	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 は公定規格のと おり	有限会社ラテック	宮崎県都城市山田町山田9380番地	至	平成16年 9月10日 平成31年 9月9日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量、TP:りん酸全量、CP:く溶性りん酸、TK:カリウム全量、CK:く溶性カリウム、

WK:水溶性カリウム

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第14条の規定により、次の とおり肥料の登録は、失効した。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その	他の	生	産 業 者	失効年月日
			(%)	規	格	名 称	所 在 地	大劝平月口
宮崎県第 899号	蒸製毛粉	12.5蒸製毛 粉	TN 12.5			桐谷物産株式会社	宮崎県児湯郡川南町大字川南 15266	平成28年 8月1日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量、TP:りん酸全量、TK:カリウム全量

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、百町原土地改良区(日向市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

衫	と 名		氏	名		住 所
理	事	股	野	満	男	日向市美々津町 414番地
理	事	黒	木	幸	義	日向市美々津町1430番地2号
理	事	黒	木	廣	敏系	日向市美々津町1821番地
臣	声	黒	木	美	徳	日向市美々津町1356番地ロ号
臣	主 事	黒	木		務	日向市美々津町1269番地

		1				
監	事	橋		和	豊	日向市美々津町 940番地
理	事	黒	木	_	夫	日向市美々津町3683番地1号
理	事	植	野	茂	光	日向市東郷町山陰甲 605番地2号
理	事	黒	木		真	日向市美々津町1341番地1号
理	事	橋		重	雄	日向市美々津町 521番地2号
理	事	黒	木	邦	雄	日向市美々津町1774番地1号
理	事	橋		良	_	日向市東郷町山陰甲 310番地 8 号

(任期:平成30年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	股	野	満	男	日向市美々津町 414番地
理	事	黒	木	幸	義	日向市美々津町1430番地2号
理	事	黒	木	廣	敏系	日向市美々津町1821番地
監	事	橋		=	郎	日向市美々津町1030番地
監	事	黒	木		務	日向市美々津町1269番地
監	事	黒	木	美	徳	日向市美々津町1356番地ロ号
理	事	黒	木	_	夫	日向市美々津町3683番地1号
理	事	植	野	茂	光	日向市東郷町山陰甲 605番地2号
理	事	黒	木		真	日向市美々津町1341番地1号
理	事	橋		忠	臣	日向市美々津町 450番地1号
理	事	黒	木	邦	雄	日向市美々津町1774番地1号
理	事	田	代	久	司	日向市東郷町山陰甲 259番地1号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、向山土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	門	村	政	昭	高千穂町大字向山2717番地口
理	事	飯	干	善	勝	高千穂町大字向山1022番地
理	事	甲	斐	亀	男	高千穂町大字向山1774番地
理	事	飯	干	英	雄	高千穂町大字向山2660番地
理	事	飯	干	久	敏	高千穂町大字向山7751番地
理	事	飯	干	憲	=	高千穂町大字向山3965番地
理	事	飯	干	髙	徳	高千穂町大字向山3235番地
理	事	飯	干	博	士	高千穂町大字向山1093番地
理	事	甲	斐	早	雄	高千穂町大字向山 837番地

理	事	飯	干	和	昭	高千穂町大字向山3663番地
監	事	甲	斐	憲	章	高千穂町大字向山1773番地
監	事	甲	斐	徹	志	高千穂町大字向山 983番地

(任期:平成31年8月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	飯	干	和	昭	高千穂町大字向山3663番地
理	事	門	村	政	昭	高千穂町大字向山2717番地口
理	事	甲	斐	亀	男	高千穂町大字向山1774番地
理	事	飯	干	初	男	高千穂町大字向山1422番地
理	事	飯	干	久	敏	高千穂町大字向山7751番地
理	事	飯	干	憲	二	高千穂町大字向山3965番地
理	事	飯	干	髙	徳	高千穂町大字向山3235番地
理	事	飯	干	博	士:	高千穂町大字向山1093番地
理	事	飯	干	善	勝	高千穂町大字向山1022番地
理	事	甲	斐	早	雄	高千穂町大字向山 837番地
監	事	甲	斐	憲	章	高千穂町大字向山1773番地
監	事	甲	斐	徹	志	高千穂町大字向山 983番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、高城町土地改良区 (都城市) の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
監	事	渡	辺	正	人	都城市高城町石山1605番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 、綾川総合土地改良区(国富町)の役員の退任について次のとおり 届出があった。

平成28年10月20日

1 退任した役員

役	名		氏	名		住	所
理	事	高	橋	武	彦	綾町大字北俣	992番地イ- 1

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
 - ①基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
 - ②基本測量(電子基準点現地調查)
- 2 作業地域
 - ①東臼杵郡美郷町
 - ②宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、 えびの市、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、 児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、 東臼杵郡美郷町、西臼杵郡日之影町
- 3 作業期間

平成28年11月11日から平成29年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2817号により公告した公共 測量(用地測量、基準点測量)が平成28年 8 月31日終了した旨、九 州防衛局長から通知があった。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 440台、 二要素認証システム及びその関連機器一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年1月31日
- (4) 契約期間 平成29年2月1日から平成34年1月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること(入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。)。
- 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいず れかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件 契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
 - ウ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若し くは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた 根へ
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で 、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目 が賃貸業務又は電算業務のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供 等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供 できる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、 第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、第三者は、入札に参加できない。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出し、事前に審査を受けること

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは これに応じなければならない。

- ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7045
- イ 提出期限 平成28年11月11日午後5時
- ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又は それと同等の手段に限る。)によること。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため の申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、 次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成28年10月20日から平成28年10月31 日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、こ

- の場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。 なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは 、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 期間 平成28年10月20日から平成28年11月29日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 交付期間 平成28年10月20日から平成28年11月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札に関する質問
- (1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 平成28年11月18日午後5時
- イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- ゥ 提出方法 電子メールによること (アドレス johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp) 。
- (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 提出期限 平成28年11月29日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 306号室 宮崎市橘通東2丁目10番1
- (2) 日時 平成28年11月30日午後1時30分
- 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に 求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務 規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

- 13 契約に関する事務を担当する部局等宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場 合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid:Personal Computers (440 computers) and Two-factor Authentication System
 - (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on November 29, 2016
- (3) Contact Point for Inquiries:Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, JAPAN. TEL:+81-985-26-7045

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 県警WAN用サーバ機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成29年3月1日から平成34年2月28

日まで

- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合 のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を 全て満たす者とする。
- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参 加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなけれ ばならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1 丁目8番28号

郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 提出期間 平成28年10月20日(木)から平成28年11月14日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- (3) 提出方法 持参又は送付(郵送にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成28年11月 25日(金)までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成28年10月20日 (木) から平成28年11月28日 (月) まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成28年10月20日 (木) から平成28年11月14日 (月) まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 7 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成28年11月29日(火)午後1時30分
- (3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他 の手段による提出は受け付けない。
- 8 入札保証金

宮崎県財務規則第 100条の規定による。

- 9 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509 電話番号0985(31)0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - Nature and quantity of the product to be purchased:
 Lease of Prefectural police WAN server equipment, 1 sets
 - (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 14 November, 2016
 - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

平成 28 年 10 月 20 日 (木曜日) 第 2839 号	宮崎県公報	